

〈論 説〉

「人間の安全保障」と国際法

— 「保護する責任」論を中心として —

中山 雅 司

目 次

はじめに

1. 国家の安全保障と人間の安全保障
 - (1) 国連憲章システムと安全保障
 - (2) 国際法への挑戦としての人間の安全保障
2. 保護する責任の形成
 - (1) 人間の安全保障と人道的介入
 - (2) ICISS 報告書と保護する責任
3. 保護する責任の国際社会への受容と発展
 - (1) 国連における保護する責任論の展開
 - (2) 保護する責任の現段階と人間の安全保障
4. 人間の安全保障と国際法
 - (1) 保護する責任と国家主権
 - (2) 保護する責任の課題と国際法
 - (3) 人間の安全保障と国際法の発展

おわりに

はじめに

国連開発計画（UNDP）が1994年の『人間開発報告書』¹⁾において、「人間の安全保障」の概念を発表してから、本年（2014年）で20年となる。この間、人間の安全保障概念は発展を遂げながら、国際社会において受容されるとともに、日本やカナダなどの国家の外交政策にも取り込まれ、さらに国連やNGOをはじめとする諸機関の具体的な実践の場面においても有用性をもつ概念として

1) UNDP, *Human Development Report 1994*, Oxford University Press, 1994.

使用され、その理念に基づいた活動が行われるようになって²⁾いる。同時に人間の安全保障は、主権国家を基本的単位とし内政不干渉を原則としてきたウェストファリア以降の国際社会における国家の役割と、そのもとでの安全保障や平和のあり方に一石を投じるとともに、場合によって再考を促す概念にもなっている³⁾。それは、現実の国際社会における諸アクターによって遂行される具体的政策やそれを支える理念への影響のみならず、主権国家体制を基本的枠組みとして発展してきた学問分野にも何らかの影響を及ぼしているように思われる。

本稿では、国家の合意に基づき国家間の関係を規律する法規範としての国際法が人間の安全保障とどのような関係に立つのか、また、人間の安全保障の登場によって国際法がどのような影響ないし挑戦を受けるとともに、国際法が人間の安全保障にどのような形で関与し、もしくは寄与しうるのかについて考えてみたい。問題意識は、以下の三点である。第一に、以前から人権法、人道法といった形で規範を通じて人間と人権を守ってきた国際法があるにもかかわらず、人間の安全保障という新たな概念が提唱されたのはなぜか、第二に、国家よりも人間に重きをおく人間の安全保障は、国際法の基本原則としての国家主権および内政不干渉義務にどのような影響を与えるのか、第三に、国家以外のさまざまなアクターの協力がより求められる人間の安全保障の実現において、非国家アクターは国家による国際法規範の形成に何らかの影響を与えるのか、である。人間の安全保障と国際法の関係をめぐる問題についてはすでに先行研究がなされているが⁵⁾、本稿では以上の問題意識のもと、まず第一の問題をふま

- 2) 人間の安全保障概念の誕生から今日までの発展について概観したものとして例えば、来栖薫子「現段階の「人間の安全保障」『国際問題』No.603(2011年7・8月)。
- 3) 安全保障概念について、国家の安全保障と人間の安全保障の対比の観点から述べたものとして例えば、廣瀬和子「安全保障概念の歴史的展開 — 国家安全保障の2つの系譜と人間の安全保障 —」『世界法年報』第26号、吉川 元「人間の安全保障と国際安全保障の相克 — 冷戦期国家安全保障を支えた国際政治の論理 —」『国際法外交雑誌』第108巻第4号、押村 高「国家の安全保障と人間の安全保障」『国際問題』(2004.5) No.530など。
- 4) 人間の安全保障は政策概念であるとされるが、形成されつつある規範という見方もある。人間の安全保障を「複合規範」という視点から論じたものとして、来栖薫子「人間安全保障「規範」の形成とグローバル・ガバナンス — 規範複合化の視点から —」日本国際政治学会編『国際政治』第143号(2005年11月)。

えたとうえで、第二の問題について、人間の安全保障をめぐる議論のなかから登場し、国家と人間、主権と人権が交錯する問題としてのいわゆる「保護する責任」論を中心に検討したい。そして、最後に第三の問題についても触れたうえで、人間の安全保障と国際法の相互浸透を通じた両者の発展について考えてみたい。

1. 国家の安全保障と人間の安全保障

(1) 国連憲章システムと安全保障

国際社会において安全保障 (security) とは一般に、国家の領土保全と独立を外国の武力によって脅かされないように保障することと定義される⁶⁾。しかし、従来は「国防」(national defense) という用語が一般的に用いられ、安全保障という言葉が国際社会で用いられるようになったのは比較的新しく、第1次世界大戦以降とされる⁷⁾。security という言葉はラテン語の securitas に由来するとされる。もともと「心配のない状態」や「そのような状態を保障する手段」を指し、「元来、国家の安全にとどまらない、というよりそれと無関係な、広がりのある言葉⁸⁾」である。しかし、「安全保障」が国家の軍事的防衛を意味する「国防」に代わって用いられるようになった結果、国家が外国による侵略から自国を守ること、すなわち国家の安全保障を指す言葉として一般に理解されてきたのである。しかし、国家が自国の安全を保障することは、本来の意味での人々

5) 例えば、Gerd Oberleitner, "Human Security: A Challenge to International Law?," *Global Governance*, vol.11, no.2(2005), 山形英郎「国際法への挑戦: 「人間の安全保障」 佐藤誠/安藤次男『人間の安全保障』(東信堂、2004年)、松隈 潤「国際法と「人間の安全保障」」『国際関係論叢』第1巻第1号(2012)。

6) 国際法学会編『国際関係法辞典』(三省堂、1995年) 18頁。

7) 佐藤誠三郎「「国防」がなぜ「安全保障」になったのか — 日本の安全保障の基本問題との関連で」『外交フォーラム 1999年特別篇 21世紀の安全保障 — 岐路に立つ日本外交』(都市出版株式会社、1999年) 5-6頁。「安全保障」が「国防」に代わって使われるようになったのは、第1次大戦後のフランスによる対独包囲網としての多国間同盟政策が共通の脅威に対する政策であったことから、これを指すにふさわしい言葉として「国防」と区別して安全保障政策と呼んだことによるとされる。

8) 佐藤「同論文」、5頁。

の security を確保することと対立、ないしは矛盾するものではない。このような安全保障観のもとにおいて、人々の安全は国家領域内の自国民の安全という形で各国家の手を通じて保障されるべきものであると考えられたのである。すなわち、「国家安全保障とは、本来人間の安全保障だった⁹⁾」のである。また、個人や人間の権利といっても国家の生存や権利を前提とするものであり、その点において「国家の」安全保障と「人間の」安全保障は相対立する概念ではない。むしろ国家の安全保障が「人間の安全保障」のための必要条件ともなる。しかし、その手段としての軍事力の行使が結果として戦争を招き、多くの人々の犠牲をもたらしてきたことも事実である。とくに、主権の属性として正しい戦争や戦争の自由が認められていた正戦論や無差別戦争観の時代においては一層顕著であった。その反省の上に創設された国連は、武力行使を禁止するとともに、国家および国際社会の平和と安全を保障するために集団安全保障システムを導入した。国連憲章システムは、軍事力を一切排除した安全保障システムではないことも確かであるが、個別国家の武力行使の禁止を通じて、国家と人間の安全保障に寄与した点においては重要な成果である。

ところで、人間の安全保障の系譜をたどる時、国連はその理念において、本来、人間の安全保障を志向していたことがわかる。人間の安全保障の柱とされる「恐怖からの自由」と「欠乏からの自由」は、米国のフランクリン・ルーズヴェルト大統領が1941年の年頭教書で述べた「4つの自由」のなかの2つであり、大西洋憲章¹⁰⁾を経て戦後の国連の設立目的に流れ込んでいる¹¹⁾。そのことは、「恐怖からの自由」に連なる国際の平和と安全の維持と並んで、「欠乏からの自

9) 納家政嗣「人間・国家・国際社会と安全保障概念」国際安全保障学会『国際安全保障』第30巻1-2合併号、43頁。

10) 大西洋憲章はそのなかで、「第六に、ナチ暴政の最終的破壊の後、両者は、すべての国民に対して、各自の国境内において安全に居住することを可能とし、かつ、すべての国のすべての人類が恐怖及び欠乏から解放されてその生命を全うすることを保障するような平和が確立されることを希望する」と宣言する。

11) アメリカの影響のもと同時期に作られた日本国憲法が前文で、「われらは全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と述べていることはよく知られているが、ここでは人間の安全保障を平和的生存権の文脈においてとらえていることがわかる。

由」に連なる人民の自決、経済的・社会的・文化的・人道的性質を有する国際問題の解決と人権の尊重のための国際協力をうたっていることからわかる（国連憲章第1条）。人民の自決や人権の尊重、加盟国の社会経済的発展までも国際安全保障の条件とみなされていることをみれば、そこには、中長期的に加盟国の国内秩序と国際平和秩序の関連性を想定した平和・安全保障観が胚胎しているといえる。また、国連憲章が「われら連合国の人民は」（We the peoples of the United Nations）の一文で始まっていることは、主権国家の集合体といわれる国連が人間に焦点を当てている表れともいえる。

（2）国際法への挑戦としての人間の安全保障

しかし、その後の冷戦構造は国家の安全保障を前面に押し出すこととなった。「したがって、「人間の安全保障」は、国際連合成立以降、ほとんど意識的に顧みられることはなかったが、国際連合の半世紀の経験を経て、そして冷戦終結を経て、意識的に取り上げられるようになったのである¹³⁾」。ところで、冷戦終結以降、人間の安全保障が提唱されるようになったことは、国際法の観点からみるならば、単に国連体制が志向していた人間の安全保障の理念が復活したということだけでは片づけられない要素を含んでいるように思われる。すなわち、仮に人間の安全保障を人権と同義のものとして考えるならば、国際法はすでに人権概念を有し、少なくとも第2次大戦以降は、人権諸条約等に基づく実施措置を通じて人権の国際的保障にあたってきたからである。そして、人権と同じものを指しているのであれば、そもそも人間の安全保障という新たな概念や用語を持ち出す必要がないことにもなる。もっとも、人間の安全保障と人権がまったく別個の概念であるというわけではない。人間の安全保障の淵源ともなったケイパビリティ（capability）論を唱えたアマルティア・センは、『『人間の安全保障』を人権の一部¹⁴⁾』ととらえており、そのことからすれば、人権として説明

12) 吉川 元『国際安全保障論』（有斐閣、2007年）30頁。

13) 山形「前掲論文」（注5）33頁。

14) Commission on Human Security, *Human Security Now*, New York, 2003, p.6. 邦訳は、人間の安全保障委員会『安全保障の今日的課題——人間の安全保障委員会報告書』（朝日新聞社、2003年）。人権と人間の安全保障の関係について検討した論稿として、

することは十分可能である。

しかし、それにもかかわらず人間の安全保障が提示されたことには何らかの理由があると考えるべきであり、その結果、国際法は挑戦を受けることになった。その理由について、山形は次のように指摘する。¹⁵⁾すなわち、第一に、1960年代以降、植民地からの独立を背景とした新興国の国連への加盟とそれを受けての「発展の権利」や「新国際経済秩序」などに象徴される途上国からの権利論の攻勢とインフレ状態に対する先進国の抵抗により権利論が挫折し、権利として人間の安全保障を主張することを避けようとした点、第二に、「公 対 公」あるいは「公 対 私」の関係で保障される国際法上の権利に対し、冷戦後は内戦等、国際法で抜け落ちている「私 対 私」の関係における諸問題が頻発するようになったという点、第三に、事後救済を原則とする法的救済の限界、第四に、人権保障を担うべき国家自身による人権侵害や国家の破綻という状況の現出である。すなわち、国家を単位とする国際社会において、国家主権に基づく規範の策定と国家による規範の執行を通じて人権の保障と国家間の秩序と安定を図ってきた国際法が、十分に対応しきれない近年の新たな事態の変化のもとで挑戦を受けるようになったということである。安全保障の観点からみれば、国家の安全保障が必ずしも人間の安全を保障しない、あるいは確保できないということを意味する。それは国家間が「平和」であっても人間は「安全」ではない世界ということになる。その背景には、近年、国家が人間の安全保障を実現しえない場合や、かえって脅かす場合、また国家の安全保障と「人間の安全保障」が一致しない状況が国際社会に生じたことがあげられる。

ところで、国連憲章に体现された現代国際法秩序は、国家の主権平等（憲章第2条1項）と国内管轄事項への不干涉原則（同条7項）を基本としていることも確かである。そして、武力行使の禁止原則がそれを実効的なものとしている。同時に憲章は、人権の尊重についてもうたっている。この両者の関係について大沼は、「この手厚い、強化された不干涉原則と戦争違法観は、普遍的な人

山形「同論文」、松隈「前掲論文」（注5）、庄司真理子「国連における人間の安全保障概念の意義 — 規範としての位置づけをめぐって —」『国際法外交雑誌』105巻2号など。

15) 山形「前掲論文」（注5）38-42頁。

権保障の観点からすれば現行国際法の障礙と言えないこともない。しかし、国際社会の平和を維持し、かつ大国の恣意的・干渉主義的行動から中小国を守るという意味では、この二つの原則は国際社会の不可欠の原則でもある」と述べる¹⁶⁾。すなわち、憲章が発効した時点において、国際法は国家主権を中心に据えたのであり、とりわけ国内管轄事項に関して重要であったといえる¹⁷⁾。しかし、憲章第2条7項は、第7章のもとでの安保理の決定による強制措置にもとづく軍事的措置を国内管轄事項不干渉原則の例外と規定するものの、「人間の安全保障」のために軍事力を用いて国家主権を超えることが一般的に許容されることになれば、それは従来の国際法秩序そのものの変容にかかわる問題にもなる。この人間の安全保障のために軍事力を用いて介入するという人道的介入論への懸念とジレンマのなかから生まれた「保護する責任」は、国際法および国家主権との関係においてどのような形で整合性を保とうとしているのであろうか。

2. 保護する責任の形成

(1) 人間の安全保障と人道的介入

ここで保護する責任について検討するにあたって、人間の安全保障の概念が誕生、発展した経緯、およびそのなかから保護する責任の前身としての人道的介入の概念が人間の安全保障との関係のなかでどのように生まれたのかについて簡潔に振り返っておきたい。人間の安全保障の概念が登場した背景およびその形成と発展については、多くの先行研究があるのでここでは詳述は避けるが、背景の一つとしてあげられるのは、冷戦の終結による非伝統的な安全保障問題の重要性の高まりと地域的・国内的問題の暴力化と顕在化、さらに破綻国家や崩壊国家の出現という国際政治的な変化である。また、国際経済的な観点からは、グローバリゼーションの進展による経済格差の拡大や援助供与国の援助における戦略的関心の消失、世界銀行や国際通貨基金等の構造調整政策による経

16) 大沼保昭『人権・国家・文明』（筑摩書房、1998年）108頁。

17) Jonathan I. Charney, “Anticipatory Humanitarian Intervention in Kosovo,” *American Journal of International Law*, vol.93, no.4, October 1999, p.12.

済成長中心の開発アプローチへの批判などが指摘される¹⁸⁾。そして、価値規範の側面では主権に対する人権の主流化という大きな潮流の変化がみられる。すなわち、冷戦終結によりイデオロギー対立の一方の当事者であった米国を中心とする西側陣営が勝利を取めた結果、人権、民主主義、市場経済といった価値が主流化し普遍化した。1992年、ブトロス・ガリ国連事務総長は、『平和への課題』のなかで、主権について、「基礎的主権と統一性の尊重は、いかなる共通の国際的進展にとっても重要である。しかしながら、絶対的で排他的な主権の時代は過ぎ去った¹⁹⁾」と述べた。また、ミレニウムを前にアナン事務総長も、「主権に関する二つの概念」と題する論文のなかで、「国家主権は、とくにグローバリゼーションと国際協力の力によって、そのもつとも基本的な意味において再定義されようとしている。今や国家は国民に奉仕するための手段として広く理解されており、その逆ではない。同時に、国連憲章や国際人権諸条約にうたわれた個人の基本的自由としての人権は、復活し拡大しつつある個人の権利に対する意識によって高められてきた。」²⁰⁾と述べている。さらに、これらの価値を標榜するNGOや市民社会、国際機構、多国籍企業といった国家以外のアクターの台頭という変化も重要である。

そのようななか、国連開発計画（UNDP）が1994年版の『人間開発報告書』のなかで提唱したのが「人間の安全保障」であった。そして、報告書は、人間の安全保障が「恐怖からの自由」と「欠乏からの自由」からなるとした。ただ、UNDPは、どちらかという軍事的脅威である「恐怖からの自由」よりも非軍事的な脅威である「欠乏からの自由」に重きをおいていた。そのようななか、1990年代後半からは国連難民高等弁務官（UNHCR）事務所などの国連機関も人間の安全保障の重要性を訴えるようになるとともに、紛争の渦中にある人々を救うために主権と内政不干涉原則を超えて軍事力を用いてでも介入し保護す

18) 長 有紀枝『入門 人間の安全保障 — 恐怖と欠乏からの自由を求めて —』（中公新書、2012年）86-87頁。

19) Boutros Boutros-Ghali, *An Agenda for Peace* (New York: United Nations, 1995) p.44.

20) Kofi A. Annan, "Two Concepts of Sovereignty," *The Economist*, September 18, 1999, p.49.

べきであるとのいわゆる人道的介入の議論が活発になっていった。その人道的介入の主張を人間の安全保障の問題として位置づけたのはアナン事務総長であった。アナン事務総長は、2000年のミレニアム報告書『われら人民』のなかで次のように述べている。「人道的介入が、主権国家の国内問題に対する不必要な介入の隠れ蓑として用いられるのではないか、という懸念が存在する。しかし、いかなる法的原則も、たとえ主権といえども、人道に対する罪を正当化する手段となってはならない。安全保障理事会が認める武力介入はいかなる場合においても最後の選択肢であるべきだが、大量虐殺に直面した場合、それは放棄できない選択肢なのである²¹⁾」と。その背景に1994年のルワンダでの大虐殺、1995年のボスニアにおけるスレブレニツァの虐殺などの人道的悲劇に対して、国際社会が何ら手を打てなかったことへの悔恨の念があったことは確かである。

(2) ICISS 報告書と保護する責任²²⁾

アナン事務総長がミレニアム報告書で述べた人道的介入に対する問題提起は、「恐怖からの自由」に重点をおく外交政策を推進しようとしていたカナダの考え方や符合するものであった。カナダのアクスワージー外相は、2000年9月に「介入と国家主権に関する独立国際委員会 (International Commission on Intervention and State Sovereignty: ICISS)」を設置し、同委員会は、2001年12月に『保護する責任』(*The Responsibility to Protect*)と題する報告書(以下、ICISS 報告書)を発表した²³⁾。もともと、ICISS は、1999年に起きたコ

21) Kofi A. Annan, *We the Peoples; the Role of the United Nations in the 21st Century, Report of the Secretary-General*, UN Document, A/54/2000, 27 March 2000.

22) 「保護する責任」については多くの論稿があるが、例えば、松隈 潤「保護する責任と国連」日本国際連合学会『国連研究』第11号、政所大輔「国連における「保護する責任」概念の展開 — リビア危機への適用をめぐる —」日本国際連合学会『国連研究』第13号、藤田久一「世界秩序再構築への展望 — 国連憲章システムと「保護責任」論 —」日本国際連合学会『国連研究』第9号、川西晶大「「保護する責任」とは何か」国立国会図書館調査及び立法考査局『レファレンス』平成19年3月号など。

23) International Commission on Intervention and State Sovereignty (ICISS), *The Responsibility to Protect, Report of the International Commission on Intervention and State Sovereignty* (Ottawa: International Development Research Center,

ソボ紛争をめぐる NATO 軍の介入に積極的であったカナダ政府によって設置された委員会であったが、人道的介入をやみくもに正当化しようとしたわけではなく、国際法違反としての「干渉」にあたらぬ「介入」のあり方を示そうとしたのであり、それは「責任」という概念を、「国家主権」の再検討という課題のなかで位置づけようとする試みであった²⁴⁾。なぜなら、当時まだ、人間の安全保障の概念自体が国際社会において広く受け入れられていたわけではない状況のなかで、国家主権を超えて介入されることについては途上国を中心に抵抗があったからである。したがって、それは「保護する責任」という新概念を提示することによって国際社会の合意を収斂させようとする試みであった²⁵⁾。

ICISS は報告書において、国家主権および保護する責任の基本原則について次のように述べる。第一に、国家主権は責任を伴うものであり、人々を保護する主要な責任は国家自身に帰属する、第二に、内戦や反乱、抑圧、国家破綻などによって人々が深刻な被害を被っているとき、国家が保護する責任を果たせない場合は、国際社会がその責任を務める、第三に、不干渉原則は、国際的な保護する責任に道を譲る場合は、国内管轄事項に対する不干渉原則に優越する、ということである²⁶⁾。報告書によれば、この保護する責任の基盤は、国連憲章第7章から引き出されうるいかなる義務、責任または権限とは独立して存在する源を含む多様な法源にあり、その法的根拠は、基本的自然法原則、国連憲章の人権規定、世界人権宣言やジェノサイド条約、国際人道法に関するジュネーブ条約や附属議定書、国際刑事裁判所規程などを含むとされる²⁷⁾。そして、保護する責任は、軍事力を伴う強制措置により状況に対応する「対応する責任」(responsibility to react) のみならず、紛争の原因に対処する「予防する責任」(responsibility to prevent)、および和解や復興に向けて支援を提供する「再建する責任」(responsibility to rebuild) の3つを包含する概念であるとしている²⁸⁾。

2001)。

24) 篠田英朗『「国家主権」という思想 — 国際立憲主義への軌跡 —』(勁草書房、2012年) 306頁。

25) 栗栖「前掲論文」(注2) 7頁。

26) ICISS, *op.cit.* (23), 2-14, 15.

27) *Ibid.*, 2-26.

すなわち、保護する責任を狭義の軍事介入に限定せず、紛争予防から平和構築までを想定する概念として広くとらえている点は、非暴力による人間の安全保障の実現を考えるうえで重要と思われる。とくに、予防が重視されており、介入の前には予防手段が尽くされる必要がある²⁹⁾。また、予防措置と軍事的措置の間に非軍事的措置が検討されるべきであるとしたうえで、極端で例外的な場合（人類の良心に衝撃を与えるような暴力または国際安全保障への明確かつ現在の危険）にのみ軍事行動の必要性が考えられるとしている³⁰⁾。そのうえで、軍事行動が正当化される要件として、①正当な理由、②正当な意図、③最終手段、④比例的な手段、⑤合理的な期待、⑥正当な権限の6つをあげている³¹⁾。これらの要件は、介入が合法性と正当性を獲得するうえで重要な基準である。北村は、これらの要件に関して、ICISS 報告書の参考文献に挙げられているスタンリー・ホフマンの文献をもとに、「正しい介入」であるための要件を「介入への正義」（①正当な理由、②正当な権限、③正当な意図、④限定目標および均衡、⑤最終手段、⑥合理的な成功見込）、「介入における正義」（①戦闘員と非戦闘員の区別、②活動）、「介入結果の正義」の3つの観点から整理している³²⁾。

3. 保護する責任の国際社会への受容と発展

(1) 国連における保護する責任論の展開

ICISS 報告書で登場した保護する責任は、その後、国連を中心として国際社会に受容されていった。コソボをめぐる NATO による空爆や 9.11 テロ後の米国によるアフガニスタン攻撃、さらにイラク戦争によって存在意義を問われた国連は、安全保障体制の再構築について検討するためにアナン事務総長の諮問機

28) *Ibid.*, 2-29.

29) *Ibid.*, Chapter3.

30) *Ibid.*, 4.1-4.13.

31) *Ibid.*, 4.18-4.43. および Chapter6.

32) 北村 治「保護する責任と介入の正義 — 世界政治における倫理的問題 —」内田孟男 編著『地球社会の変容とガバナンス』（中央大学出版部、2010年）70-71頁。ホフマンの文献は、Hoffmann, Stanley et al. (1997), *The Ethics and Politics of Humanitarian Intervention*, Notre Dame: University of Notre Dame Press.

関として「脅威、挑戦および変革に関するハイレベル・パネル委員会」を2003年11月に設置した。委員会は、2004年12月に『より安全な世界 — われわれの共有する責任』³³⁾と題する報告書を国連に提出した。報告書は、ICISS 報告書で示された保護する責任について支持し、主権と責任について、各国は主権という特権を享受するだけでなく、その責任を受け入れることにもなるとし、今日の国家主権には、自国民の福祉を守り、さらに幅広い国際社会に対する義務を果たすという責任が伴うと述べる。そして、国家がその責任を果たす意思や能力をもたないとき、集団安全保障の原則によりこれらの責任の一部を国際社会が肩代わりすることになるとする³⁴⁾。具体的には、ジェノサイドおよびその他の大量殺戮、民族浄化、重大な国際人道法違反が発生した場合、国家にこれを防ぐ能力または意思がない場合、安保理が最後の手段として軍事介入することを認めるとした³⁵⁾。また、その際の正当化の要件として、①脅威の深刻さ、②適正な目的、③最終手段、④比例した手段、⑤結果の評価の5つをあげた。同時に予防や再建の重要性についても触れている。

この報告書を受けて、2005年3月、アナン事務総長は、『より大きな自由を求めて — すべての人のための開発、安全保障および人権の尊重』と題する報告書を発表した。報告書は、保護する責任のアプローチについて取り扱いは慎重を要することを認識しつつも強い賛同を示している。そして、国家は国民の保護について責任を負わなければならないとしたうえで、その能力も意思もない場合には、国際社会が外交、人道支援などの手段を用いてその責任を負うことになり、どの手段も不十分な場合には国連憲章に基づいて安保理が行動を起こす必要があるとしている³⁷⁾。武力行使の基準については、ハイレベル・パネル報告書の基準を引用したうえで、安保理に原則を設定する決議を採択するこ

33) *A more secure world: our shared responsibility, Report of the High-level Panel on Threats, Challenges and Change*, UN Document, A/59/565, 2 December 2004.

34) *Ibid.*, 29.

35) *Ibid.*, 203.

36) Kofi A. Annan, *In Larger Freedom: Towards Development, Security and Human Rights for All: Reports of the Secretary General*, UN Document, A/59/2005, 21 March 2005.

37) *Ibid.*, 135.

とを求めている。³⁸⁾ 予防や平和構築の重要性について認識を示している点は、ハイレベル・パネル報告書と同様である。

以上の報告書を経て、2005年9月、国連首脳会合（以下、世界サミット）で成果文書が採択された。³⁹⁾ そのなかで、保護する責任について書かれた第138、139パラグラフは、次のように述べている。「国家は、大量殺戮、戦争犯罪、民族浄化及び人道に対する犯罪からその国の人々を保護する責任を負う。この責任は、適切かつ必要な手段を通じ、扇動を含むこのような犯罪を予防することを伴う。我々は、この責任を受け入れ、それに則って行動する。国際社会は、適切な場合に、国家がその責任を果たすことを奨励し助けるべきであり、国連が早期警戒能力を確立することを支援すべきである」、「国際社会もまた、国連を通じ、大量殺戮、戦争犯罪、民族浄化及び人道に対する犯罪から人々を保護することを助けるために、憲章第6章及び8章にしたがって、適切な外交的、人道的及びその他の平和的手段を用いる責任を負う。この文脈で、我々は、仮に平和的手段が不十分であり、国家当局が大量殺戮、戦争犯罪、民族浄化及び人道に対する罪から自国民を保護することに明らかに失敗している場合は、適切な時期に断固とした方法で、安全保障理事会を通じ、第7章を含む国連憲章に則り、個々の状況に応じ、かつ適切であれば関係する地域機関とも協力しつつ、集団的行動をとる用意がある。我々は、総会が、大量虐殺、戦争犯罪、民族浄化及び人道に対する犯罪から人々を保護する責任及びその影響について、国連憲章及び国際法の諸原則に留意しつつ、検討を継続する必要性を強調する。我々はまた、必要に応じかつ適切に、大量虐殺、戦争犯罪、民族浄化及び人道に対する犯罪から人々を保護する国家の能力を構築することを助け、また、危機や紛争が勃発する緊張に晒されている国家を支援することにコミットする考えである」⁴⁰⁾。ここでも予防を重視していることが読み取れる。しかし、武力行使の基準については、成果文書では明記されていない。

38) *Ibid.*, 126.

39) “World Summit Outcome”, A/RES/60/1, 16 September, 2005.

40) *Ibid.*, paras. 138-139.

(2) 保護する責任の現段階と人間の安全保障

その後、保護する責任は、2006年の安保理決議1674、1706において言及された。安保理決議1674は、「武力紛争と文民」に関する決議であるが、そこでは、「ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化、人道に対する罪から人々を保護する責任に関する2005年世界サミットの成果文書の第138、139段落の規定を再確認⁴¹⁾」している。2007年8月には、潘基文事務総長は、保護する責任に関する特別顧問にエドワード・ラック (Edward Luck) を任命することを安保理に提案し、2008年2月に正式に設置された。そのおもな任務は保護する責任の概念の発展とコンセンサス形成であり、ラックの協力を得て2009年1月に作成、公表されたのが『保護する責任の実施 (Implementing the responsibility to protect)』⁴²⁾と題する事務総長報告書である。そのねらいは、保護する責任が不適切な目的のために使用されることを防ぐために、国連が戦略や基準、手続きや手段、実施方法などを示す必要性があったという点である。同報告書は、その後の決議や加盟国の発言の際の参照元としても引用されることにもなったが、成果文書の第138、139パラグラフに基づき、保護する責任を①ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化、人道に対する罪からの国家による市民保護の責任、②国家による保護責任達成のための国際的な支援助と能力構築、③4つの罪に対する時宜にかなった断固とした国際社会の対応の3つの柱から構成している。その際、活動主体は、①においては国家であり、②においては、国連や地域機構、市民社会の協力が求められることになるが、これらが従来の主権の枠内での活動に当たるのに対し、③は主権を超えた狭義の保護する責任にあたる活動であり、国連の安保理をはじめ総会、地域機構などによって実施されることになる。しかし、全体として紛争の予防を重視している点にも特徴があり、報告書は、最貧困層や少数者グループに対する開発援助にも言及し、その強化が効果的な予防につながると述べている。このような国連の有する多様な機関や機能を活用しての実施手段には、人間の安全保障との共通性もみてとることができる。

41) UN Document, S/RES/1674, 28 April 2006, para. 4.

42) Ban Ki-moon, *Implementing the Responsibility to Protect*, UN Document, A/63/677, 12 January 2009.

同報告書を受けて、2009年7月には国連総会において保護する責任をめぐる全体会合および討議が行われ、9月には保護する責任に関する初の単独の総会決議が採択された。⁴³⁾ 一方、安保理では2009年11月、武力紛争下の市民保護に関する会合で決議1894が採択されたが⁴⁴⁾、そのなかで世界サミットの成果文書のなかの保護する責任に関する規定を確認している。さらに、2010年7月には「早期警報、評価、保護する責任」⁴⁵⁾に関して、また、2011年6月には「保護する責任の実施における地域機構と準地域機関の役割」に関する事務総長報告書が公表され⁴⁶⁾、これらを受けた総会での非公式対話も開かれた。このような保護する概念をめぐる国連での動きを経て、国際社会における概念の浸透と理解は一定の広がりをみせているといえる。

ところで、保護する責任をめぐつては、介入の「権利」ではなく保護する「責任」として構成されたものの、概念が登場した当初からこの概念が恣意的に適用されることへの疑念もあった。そのようななか、あらためて人間の安全保障の概念を整理、検討するために人間の安全保障委員会が2001年に日本のイニシアティブで設置され、2003年に報告書『安全保障の今日的課題』⁴⁷⁾が公表された。報告書ではICISS報告書を参照しているが、保護する責任を果たすために武力行使が認められる場合もあるという考え方については、過去10年間でもっとも衝撃的な「人間の安全保障」上の失敗といえるルワンダ虐殺の経験が反映された踏み込んだ姿勢であると評するにとどまり、慎重な姿勢を示している。⁴⁸⁾ そし

43) UN Document, A/RES/63/308, 7 October 2009.

44) UN Document, A/RES/1894, 11 November 2009.

45) Ban Ki-moon, *Early Warning, Assessment and the Responsibility to Protect*, UN Document, A/64/864, 14 July 2010.

46) Ban Ki-moon, *The Role of Regional and Subregional Arrangements in Implementing the Responsibility to Protect*, UN Document, A/65/877-S/2011/393, 28 June 2011.

47) Commission on Human Security, *op.cit* (14).

48) *Ibid.*, p.24. ほぼ同時期に出された人間の安全保障に関する報告書として、2004年9月に欧州安全保障戦略検討グループによって出された『欧州にとっての人間の安全保障ドクトリン — 欧州安全保障戦略検討グループによるバルセロナ報告書』がある (*A Human Security Doctrine for Europe*, The Barcelona Report of the Study Group on Europe's Security Capabilities, 2004)。こちらは、ICISS報告書と同様、「恐怖からの

て、保護する責任に含まれる紛争後の「再建する責任」の概念を積極的に援用している。⁴⁹⁾ また、成果文書は保護する責任とともに人間の安全保障についても扱っているが、「保護する責任」のなかに「人間の安全保障」が盛り込まれることを避けるように細心の注意を払い、「保護する責任」と「人間の安全保障」は別個の段落で扱われた。⁵⁰⁾ このように、保護する責任は人間の安全保障との関係において緊張を伴いながら国際社会に受容されていった。この人間の安全保障と保護する責任の関係については、2012年4月に提出された人間の安全保障に関する事務総長報告書で、人間の安全保障は武力による威嚇または武力行使を想定せず、国家主権、領土保全、内政不干渉原則といった国連憲章の目的と理念を尊重して実践されること、また、特定の深刻な人道危機への対処である「保護する責任」とは異なる概念であるとの趣旨が述べられている。⁵¹⁾ また、同年9月に採択された人間の安全保障に関する国連総会決議でも人間の安全保障の概念は保護する責任およびその履行とは異なることが確認されている。⁵²⁾ すなわち、人間の安全保障が保護する責任とは区別され、武力行使を想定しない概念として提唱されていることがわかる。

4. 人間の安全保障と国際法

(1) 保護する責任と国家主権

以上述べたように、保護する責任は、冷戦終結による国際社会における政治、経済、および価値規範の面での諸環境の変化と脅威の多様化を背景に提唱された人間の安全保障の概念の浸透、ルワンダやスレブレニツアの悲劇に対して国際社会が対応できなかったことへの反省のなかから登場した人道的介入をめ

自由」に比重が置かれ、人道的介入にも肯定的な内容となっている。

49) *Ibid.*, p.57.

50) 「保護する責任」は第138,139,140段落で、「人間の安全保障」は第143段落で扱われている。

51) Report of the Secretary-General, *Follow-up to General Assembly resolution 64/291 on human security*, UN Document A/66/763, 5 April 2012, paras. 22-23.

52) UN Document, A/RES/66/290, 3(d), 10 September 2012.

ぐる議論などを経て登場し、国連および国際社会に受容されていった。しかし、保護する責任、なかんずく対応する責任の実施には、武力行使を伴い国家主権を超えることが想定されることから、主権国家体制を前提とした国際法上の内政不干涉原則と緊張関係におかれることにもなる。保護する責任は、主権との関係においてどのように理論的整合性をはかり、また国際法は保護する責任に対し規範の観点からどのように関与しうるのであろうか。保護する責任の成立経緯については、すでに述べたとおりであるが、ここで基本原則について再度確認するならば、①国家主権は人々を保護する責任を伴う、②国家がその責任を果たせない場合は国際社会がその責任を務める、③国際社会の保護する責任は不干涉原則に優越するの3点を柱としている。その背景にあったのは、「責任としての主権」⁵³⁾の考え方であった。篠田によれば、「保護する責任」論は、冷戦終焉後の世界に広まった自由主義的価値規範に従って国際社会が行動するための指針として時代を象徴しており、冷戦終焉後の世界における国家主権論をも象徴していたと言える⁵⁴⁾と述べる。すなわち、保護する責任は、人道的介入論への批判を回避し正当化するために持ち出された概念というより、積極的に主権のあり方について再確認を促すものであったというべきである。ICISS 報告書によれば、主権には、外的には他国の主権の尊重、内的には国内にいる全ての人々の尊厳と基本的人権の尊重という含意があることになる⁵⁵⁾。すなわち、本来主権は責任を伴うものであり、第一義的には国家がその責任を果たすべきであることを確認したうえで、それが果たせないとすればその国家は主権を保持するに値しない国家であることになる。そのような場合には国際社会がそれを引き受けることは主権と対立することにはならず、むしろ補うことになるという考え方である。このように国家主権の「絶対性」のみを強調することは、今日の国際社会の相互依存関係の現状に照らして必ずしも妥当ではないということについては、国際社会に一定のコンセンサスが存在しているといえる⁵⁶⁾。しかし、

53) Francis M. Deng, Sadikiel Kimaro, Terrence Lyons, Donald Rothchild, and I. William Zartman, *Sovereignty as Responsibility, Conflict Management in Africa*, Washington D.C.: The Brookings Institution Press, 1996.

54) 篠田『前掲書』(注24)、307頁。

55) ICISS *op.cit.*(23), paras.1-32-1.36.

主権についてのこのような考え方は決して現代的文脈においてのみ理解されるべきではない。立憲主義の観点から主権について論じる篠田は、主権は立憲主義的な枠組みのなかで機能しなければならない、という考え方は、むしろ伝統的な立憲主義の理念の中心に位置する信念であるとし、新しい国際立憲主義が興隆した冷戦終焉後の時代に、主権と責任を結びつけ、国際立憲主義の規範的枠組みのなかでのみ主権が機能することを強調する議論が巻き起こったことは、きわめて自然な流れであったとも言えると述べている⁵⁷⁾。そして、ICISSの議論の理論的枠組みを提供しているのは、古典的な立憲主義の政治思想であるとし、保護する責任とは、第一義的には国家主権のことなのであると述べている⁵⁸⁾。

(2) 保護する責任の課題と国際法

このような保護する責任の概念および理念については、国連総会等での各国の発言などから加盟国全体としては概ね受け入れられるに至っているとみることができよう⁵⁹⁾。しかし、法規範とまではなりえていないといえる。保護する責任における「責任」概念は、(国際)秩序において不可欠と思われる法概念として理解するのは難しく、むしろ政治的ないし道義的責任の意味を含意していると考えられる⁶⁰⁾。ICISS報告書もこれについて、慣習国際法の新原則の出現を主張する十分に強い基礎はまだないが、国家および地域機構の実行の伸長ならびに安保理の先例は生成しつつある指導原則 (guiding principle) を示唆していると述べている⁶¹⁾。その理由としては、国連や地域機構、関係国に実際に保護義務を負わせることの難しさとともに、一部の途上国には不干涉原則が否定されることに対する警戒感が根強く残っていることが考えられる。先に述べた2012年4月の人間の安全保障に関する事務総長報告書における、人間の安全保障は武力による威嚇または武力行使を想定せず、特定の深刻な人道危機への対処で

56) 松隈「前掲論文」(注22)、24頁。

57) 篠田『前掲書』(注24)、306-307頁。

58) 『同書』308-309頁。

59) 詳細については松隈論文(注5、22)等を参照。

60) 藤田「前掲論文」(注22)、38頁。

61) ICISS *op.cit.*(23), para. 2-24.

ある「保護する責任」とは異なる概念であるとの記述は、そのような懸念を反映したものともいえる。また、保護する責任の実施のための具体的な手段や条件については、まだ十分なコンセンサスが得られているわけではない。

その意味において、保護する責任に関する国連文書が規範的および正当性の観点から保護する責任、とくに武力行使の実施にあたってその判断権限を安保理に与えている点は重要である。ICISS 報告書は、安保理が保護する責任を果たさない場合には、諸国による他の手段の可能性も否定していなかったが、国連世界サミットでの成果文書では、「我々は、(中略) 安保理を通じ、第7章を含む国連憲章に従って、個別の状況に応じ、適切であれば関係する地域機構とも協力しつつ、集団的行動をとる用意がある」と述べている。また、2009年の「保護する責任の実施」に関する事務総長報告書では、「集団的措置は、憲章の第41条、42条の下で安保理によって、あるいは「平和のための結集」手続きの下で総会によって、もしくは第53条の下、安保理の事前の許可による地域的あるいは準地域的取極によって認められる⁶²⁾」としている。すなわち、保護する責任の下での個別国家による軍事介入は認められないことになる。さらに、先に述べた、対応する責任を果たすにあたって国連文書のなかで示された要件は恣意的な介入を防止するうえで重要な基準であり、国際法はすでに *jus ad bellum* および *jus in bello*、すなわち武力行使の違法化と「平和に対する脅威」等の安保理による認定と措置の実施、および武力紛争法ないし国際人道法を通じた武力行使の規制という形で関与してきている。

以上から、保護する責任は、国際法上の基本原則である国家主権および内政不干渉原則と対立することなく整合性を保ちつつ国際社会に受け入れられ、規範的、手続的観点から正しい実施の要件が確保されつつある段階にあると見てよいかもしれない。ところで、主権概念の再確認が意味することは、人間の安全保障の確保における国家の役割と重要性の確認でもあり、主権国家体制を前提とし場合によってそれを強化するものといえる。⁶³⁾しかし、人間の安全保障

62) Ban Ki-moon, *op. cit.*(42), para. 56.

63) 山形はこの点について、「人間の安全保障」論は国家主権を否定する論拠を提出しているようであるが依然として国家主権からの呪縛を脱し切れていないとの見方を示している。たとえば、保護する責任の前提として破綻国家や人権侵害国家が想定されているが、

委員会報告書が述べるように、「人間の安全保障」と国家の安全保障は、相互に補いあい依存しているのであって、「人間の安全保障」なしに国家の安全保障を実現することはできないし、その逆も同様であるとすれば自然な考えでもある。⁶⁴⁾

問題は国家がその役割を十分に果たせない時に国際社会が適切に対処できるかである。「国連における人間の安全保障の主流化は、ボトム・アップ型の人びとの能力強化を重視しているため、ジェノサイド等の極限状況へのトップダウン型の予防と最終手段として武力行使を想定する安保理の保護する責任とは、同じ人間の安全保障を出発点としながらも、両極のように思える」⁶⁵⁾との指摘は、保護する責任の特徴を言い得ている。保護する責任の意義は、人間の安全保障が侵害された極限状況のなかで助けを求める人々の必要に応えることにありながら、その必要は国際社会が外から推し測って判断せざるをえず、その判断は一層重要となる。しかし、実際には安保理におけるダブル・スタンダードの問題など、適切な実施がなされているとは言い難い。とりわけ常任理事国が有する拒否権は、人道危機における保護する責任の遂行を妨げることにもなりかねない。この点について、2009年の「保護する責任の実施」に関する事務総長報告書は、安保理において常任理事国5か国は、憲章の下で与えられている特権と拒否権により特別な責任を負うとしたうえで、常任理事国に対して、サミット成果文書の第139項に定められたように、保護する責任に関する義務を明らかに果たせないでいる状況において、拒否権を用いあるいは用いようと脅すことを差し控えるように促している。⁶⁶⁾これらの問題は、安保理の正当性の確保や民主化など安保理改革の問題とも密接に関連することになる。同時に、安保理での常任理事国の一致を通じた恣意的な関与をどう極小化するかという逆の課題にも注意を払う必要がある。田畑はこの点について、「国内構造において同質

そこでは「破綻しなかった国家」や「成功している国家」が対置されており、主権国家の回復こそが「人間の安全保障」の目標とされているところに「人間の安全保障」論の陥穽があると述べる（山形「前掲論文」（注5）47-48頁）。

64) Commission on Human Security, *op. cit.*(14), p.6.

65) 滝澤美佐子「人間の安全保障と人道的介入 — 国連における人間の安全保障の展開を軸として」武者小路公秀編著『人間の安全保障 — 国家中心主義をこえて —』（ミネルヴァ書房、2009年）、124頁。

66) Ban Ki-moon, *op. cit.*(42), para. 61.

性を欠く諸国が併存する国際社会では、国際機構による人権保障であっても、その構成の仕方によっては強い政治性を帯びることになり、かえって特定の国家群による共同干渉と言った性格を帯びることになる可能性を否定できない」と慎重な姿勢を示し、主権の担い手の問題を重視するとともに自決権の重要性を指摘している。⁶⁷⁾このことは、トップダウン型の保護する責任を遂行する場合においてもボトムアップの視座が不可欠であることを示唆しているように思われる。その意味からも、「保護する責任の実践を人々の必要のための実践とするには、人間の安全保障が主流化される必要がある⁶⁸⁾」といえる。

(3) 人間の安全保障と国際法の発展

ここまで国際社会における保護する責任論の展開を中心に国家主権および国際法との関係について述べてきたが、最後に人間の安全保障と国際法の関係について触れることにする。先に述べたとおり、現段階では人間の安全保障と保護する責任は区別される形で整理されてはいる。しかし、系譜的には保護する責任の淵源には「恐怖からの自由」の概念があるといえ、その「恐怖からの自由」とともに「欠乏からの自由」を含む包括的な概念として理解される人間の安全保障について、国際法が果たせる役割とはどのようなものであろうか。人間の安全保障の概念については、人間の安全保障委員会報告書において、「人間の生にとってかけがえのない中枢部分を守り、すべての人の自由と可能性を実現すること」と定義され、伝統的な国家の安全保障が「軍事力により軍事力から国境を守ること」であるのに対し、外敵からの攻撃よりもむしろ、多様な脅威から人々を保護することに焦点を当てるものであるとする。「人間の安全保障」が想定する脅威としては、貧困をはじめ環境汚染、国際テロ、大規模な人口の移動、HIV／エイズをはじめとする感染症、長期にわたる抑圧まで幅広く、その担い手としては、国家のみならず国際機関、地域機関、非政府機関（NGO）、市民社会など様々な主体の役割が期待されている。⁶⁹⁾

67) 田畑茂二郎『人権と国際法』（日本評論社、1952年）78-79頁、130-134頁、田畑『現代国際法の課題』（東信堂、1991年）37頁。

68) 滝澤「前掲論文」（注65）124頁。

69) Commission on Human Security, *op. cit.*(14), p.4, 6.

また、2012年の人間の安全保障に関する総会決議では、人間の安全保障は、加盟国の人々の生存、生計および尊厳に対する広範なかつ分野横断的な課題を特定し対処することを補助するアプローチであることに合意すると述べられ、人間の安全保障の概念についての共通理解をまとめている。そのなかで、政府、国際機関および地域機構ならびに市民社会のさらなる協調とパートナーシップを求めるものであることが述べられている。そこにみとれるのは、人間の尊厳を脅かす様々な脅威から人々を守るために提唱された人間を中心に据えた新たな安全保障観であり、そのために国家だけではなく国際機関や地域機関、NGO、市民社会など国際社会のあらゆるアクターが協力してこれに対処するという理念でありアプローチである。このような人間の安全保障の登場は、本稿の最初で述べたように、国家を基本的枠組みとして誕生、発展してきた国際法や、国家が外側に存在する敵から内側にいる人々を守るという伝統的な国家の安全保障観に対する大きな挑戦でもあった。しかし、同時に政策概念としての人間の安全保障をより実効性あるものとして実現するうえで法規範が果たす役割は大きいといわなければならない。国家や国連等の政府間国際組織には規範を形成し実現する能力、権力、正当性があることから、具体的・包括的な安全保障のシステムを作ってゆくことが期待されるのである⁷⁰⁾。そして、すでに国際法はこれまで様々な分野において、規範の定立と執行を通じて人間の安全保障に寄与してきているといつてよい。

そのなかでまずあげられるのは、国際人権法とその履行確保のメカニズムである。第2次大戦後の人権の国際的保障の進展によって、多くの人権状況の改善がはかれてきたことは周知の通りである。人間の安全保障と人権の関係についてはいくつかの説があるが⁷¹⁾、人権と人間の安全保障は相互に補完しあう概念であるとしたうえで、人間の安全保障を人権の一部と考えることの利点の一つは、権利には義務が対応しているという点であると人間の安全保障委員会報告書のなかでアマルティア・センが述べているように⁷²⁾、人間の安全保障に關す

70) UN Document, *op. cit.*(52).

71) 廣瀬「前掲論文」(注3)、21頁。

72) 松隈「前掲論文」(注5)に詳しい。

73) Commission on Human Security, *op. cit.*(14), p.9.

る国家の義務を主張することにおいては、人権の概念に依拠することは有益といえる。また、先にも触れ通り、*jus ad bellum* および *jus in bello* による武力行使の規制においても国際法は大きな役割を果たしてきた。これは武力行使を禁止するとともに、とくに武力紛争時やそれに対処するために保護する責任を果たす際に人道的要請から機能しうる規範となる。また、国際人道法の履行確保のために戦争犯罪や人道に対する罪を裁く国際刑事裁判所（ICC）をはじめとする国際刑事法廷の発展は重要である。迫害や紛争、飢餓、自然災害等から逃れる難民や国内避難民の保護のための難民法、人権法、人道法の適用もあげられる。さらに、人間の安全保障を脅かす多様な脅威、すなわち武器取引や核拡散、地球環境問題、国際テロ、国際組織犯罪などの地球規模課題に対する多数国間条約の締結と各国によるその実施にも国際法の関与が期待される。⁷⁴⁾

そして、これら規範形成の担い手は国家であるが、人間の安全保障がさまざまなアクターによる包括的な取り組みを特徴とする観点からみるならば、近年、国家の規範形成に NGO や市民社会が大きく関わるようになってきている点は重要な変化である。とくに NGO が重要な役割を果たしてきた国際人権保障の分野については、これまで NGO は人権条約の作成や実施手続きをはじめとして、オブザーバーとしての出席権や意見や議案の提出権、通報資格などを通して、人権状況の改善に寄与してきた。また、最近では、対人地雷禁止条約や国際刑事裁判所規程、武力紛争における児童の関与に関する選択議定書などの条約の形成に NGO が大きく関与したことは知られるところである。その底流にあるのは犠牲となる人間の側に立つ視点であり、人道主義の理念である。オベルライトナーがこれらの条約を「人間の安全保障条約（Human Security Treaties）」であると指摘していることは正鵠を得ている。⁷⁵⁾ 人間の安全保障概念の広がりや、国際法規範の形成過程にも変化をもたらそうとしているといつてよい。

74) 廣瀬「前掲論文」(注3)、22-23頁。

75) Gerd Oberleitner, *op. cit.* (5), pp.195-196.

おわりに

本稿では、近年の国際社会の変化を背景に登場した人間の安全保障と国際法の関係について、保護する責任の概念を中心に検討した。保護する責任は、冷戦後に頻発した一国内における内戦等の過程で起きた民族浄化などの重大な人道危機に対して、当該国家が渦中にある人々に対して十分に保護の機能を果たせない、もしくは果たさない場合、国際社会がその国家に代わって保護すべきであるとの考え方であった。それは、1990年代に登場したいわゆる人道的介入論と、それを人間の安全保障の問題として位置づけたアナン事務総長の考えに呼応する形で、「恐怖からの自由」に重点をおく外交政策を推進しようとしていたカナダ政府によって設置された ICISS が報告書で提唱した概念であった。保護する責任は、人道的介入が介入する側の論理に立つ概念として理解されかねないことから、途上国を中心として強い抵抗感があったこと、内政不干涉原則との対立を招きかねないことから、国家主権との整合性をはかりながら人々を保護する概念として構成される必要があったことなどの要請に応えながら、国際社会にも受容されていった。それは、国家主権の意義の再確認を通じて内政不干涉原則を基本とする国際法および国連体制との対立を回避し、人間の安全保障の実現を目指そうとするものであった。現時点では人間の安全保障と保護する責任は区別された概念として位置づけられてはいるが、介入に関わる部分としての対応する責任だけでなく、予防する責任や再建する責任も含むより広い概念として組み立てられ、予防や再建の重要性を強調している点からは、非軍事、非暴力による平和と安全保障の実現という人間の安全保障の理念への接近をみることもできる。

冷戦終結やグローバル化の進展は、人間の生存や尊厳を脅かす脅威の多様化と顕在化という新しい事態の出現をもたらし、国家の安全保障という伝統的な安全保障観だけでは人間の脆弱性を克服することは困難であるとの見方が広がるなかで人間の安全保障という新たな政策概念が登場した。人間の視座に立つてさまざまなアクターが協力しあいながら国境を超えて人間を守り、その可能性の開花を目指そうとする考え方は、安全保障観を 180 度転換するものともいえる。このような変化のなかで、国家を単位に国家を通じた人権の保

障という形で問題への対応をはかろうとしてきた国際法にとっては、人間の安全保障の提唱とその実践は新たな挑戦ではあったが、同時に人間の安全保障は国際法に新たな視座と内容を提供するものでもあったといえる。一方、国際法は国家を通じた拘束力を伴う規範の形成と実現により、以前からすでに人間の安全保障に寄与するとともに、今後も法的基盤と実効性を付与する役割を果たしていくことになると考えられる。その意味において、人間の安全保障と国際法は相互に浸透、補完しあい影響を与え合いながら発展する関係にあると考える。その過程のなかで、国家間法としての国際法は人間と地球に資する「世界法」へとさらなる発展と飛躍を遂げていくかもしれない⁷⁶⁾。

(本学法学部教授)

76) 廣瀬「前掲論文」(注3)は、国際法の世界法的側面について論じている。世界法について人権の観点から検討したものとして、拙稿「『世界憲法案』と人権保障の現状 — 田畑茂二郎『世界政府の思想』を通して —」『創価法学』(第40巻2号)。

